

法人企業統計調査 主要改正点（案）

平成 20 年 6 月 9 日
財務省財務総合政策研究所

I. 改正の趣旨

法人企業統計調査の「金融業、保険業以外の業種」（以下「一般業種」という。）における標本抽出については、これまで、毎年度当初に標本の抽出を行い、標本法人は当該年度中 1 年間の調査対象法人としてきたが、平成 19 年の改正計画案に対する諮問第 321 号の答申に応え、調査結果の不連続性をより少なくする観点から、標本法人の入れ替えを、平成 21 年度調査から、毎年度当初に 2 分の 1 ずつ行うこととし、結果として一度抽出した標本法人を 2 年間継続して調査を実施する改正を行うものである。

また、これに合わせ、一般業種の資本金 1 千万円未満、資本金 1 億円以上 10 億円未満の標本抽出方法を変更するものである。

II. 改正計画の概要

一般業種に係る平成 21 年度調査からの改正点は、以下のとおりである。

1. 2 分の 1 ずつ標本替えを行う手法の導入

標本の抽出は毎年度当初に行い、2 分の 1 ずつ標本法人の入れ替えを行うこととし、結果として一度抽出した標本法人を 2 年間継続して調査を実施する。（全数抽出部分を除く資本金 5 億円未満の各階層で実施。）

2. 資本金 1 千万円未満の資本金階層の集約

2 百万円未満、2 百万円以上 3 百万円未満、3 百万円以上 5 百万円未満、5 百万円以上 1 千万円未満の資本金階層について、「1 千万円未満」に集約し、標本法人数を約 4 千社とする。

3. 資本金 1 億円以上 10 億円未満の標本抽出方法の変更

これまで、資本金 1 億円以上 10 億円未満の法人の標本抽出は、資本金による確率比例抽出（資本金を順次集計し、合計額が一定の数に達したとき当該法人を抽出する。）とし、一定額は 6 億円（6 億円以上は全数抽出）としていたが、資本金 1 億円以上 5 億円未満を等確率系統抽出とし、標本法人数は約 1 万社とする。資本金 5 億円以上の法人は全数抽出する。

III. 改正の時期

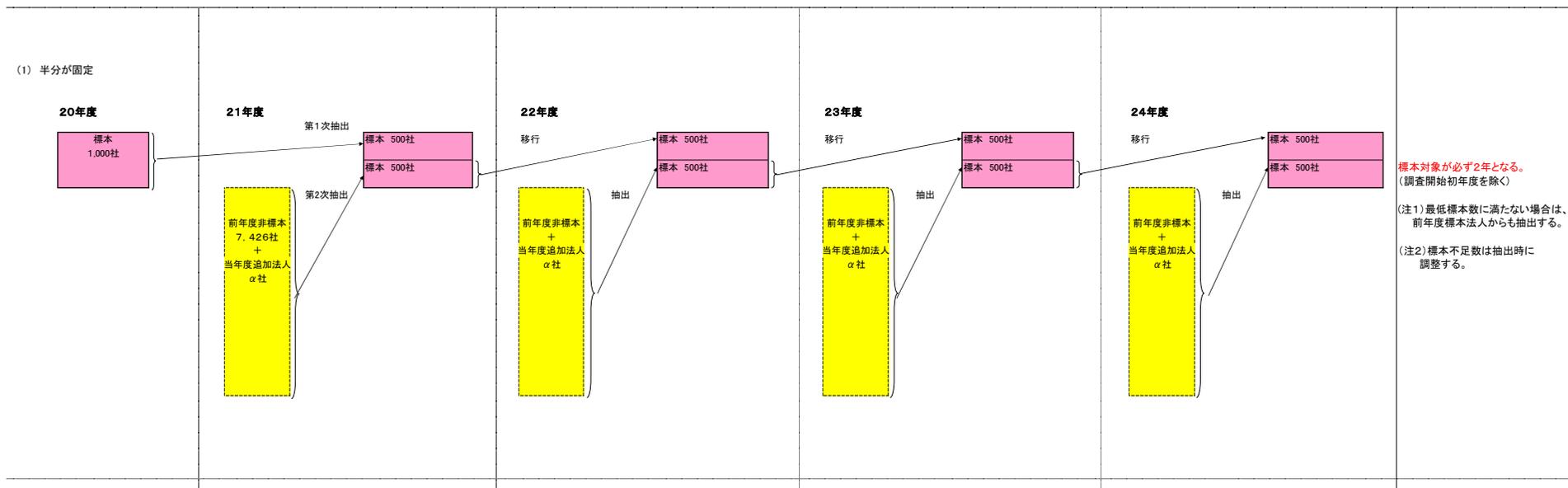
上記改正について、年次別調査では平成 21 年度上期調査（平成 22 年 1 月実施）、四半期別調査は平成 21 年度 4～6 月期調査（平成 21 年 8 月実施）から実施する。

一般調査……………【1年に1回の抽出】平成21年度以降の資本金1億円未満の抽出について

| モデル:(現行:18年度) | 資本金階層 | | | | | | | | | |
|---------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|-----------|------------|--------------|-------|--|
| | 等確率系統抽出 | | | | | | | 資本金による確率比例抽出 | 全数抽出 | |
| | 2百万未満 | 2百万~3百万 | 3百万~5百万 | 5百万~10百万 | 10百万~20百万 | 20百万~50百万 | 50百万~100百万 | | | |
| 抽出時母集団数(全産業) | 73,691 | 8,426 | 1,198,070 | 319,049 | 857,508 | 212,516 | 56,652 | 30,213 | 5,884 | |
| 標本数(全産業) | 2,000 | 1,000 | 2,000 | 2,000 | 8,000 | 8,000 | 4,000 | 11,581 | 5,884 | |

| (参考) | 資本金階層 | | | |
|--------------|-----------|------------|--------------|----------|
| | 10百万未満 | 10百万~100百万 | 100百万~1000百万 | 1000百万以上 |
| 抽出時母集団数(全産業) | 1,599,236 | 1,126,676 | 30,213 | 5,884 |

モデル 18年度 資本金階層 2百万~3百万

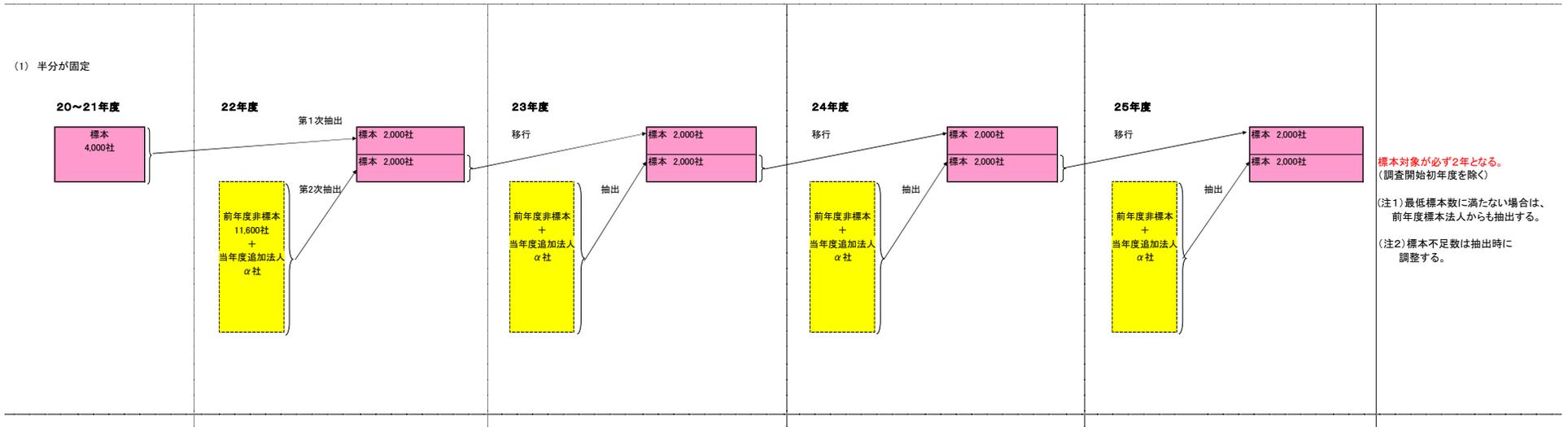


金融業、保険業…………【1年に1回の抽出】平成22年度以降の資本金1億円未満の抽出について

モデル: 1千万~1億円
(20年度)

母集団数 15,600

標本数 4,000



一般業種の抽出方法変更 定数案

現 行

| 資 本 金 階 層 | 標 本 法 人 数 | |
|---------------|------------------|------------------|
| | 年次別調査 | 四半期別調査 |
| 2百万円未満 | 約 2 千 社 | — |
| 2百万円以上 3百万円未満 | 約 1 千 社 | — |
| 3百万円以上 5百万円未満 | 約 2 千 社 | — |
| 5百万円以上 1千万円未満 | 約 2 千 社 | — |
| 1千万円以上 2千万円未満 | 約 4 千 社 | 約 4 千 社 |
| 2千万円以上 5千万円未満 | 約 4 千 社 | 約 4 千 社 |
| 5千万円以上 1億円未満 | 約 2 千 社 | 約 2 千 社 |
| 1億円以上10億円未満 | 資本金による 確率比例抽出 | 資本金による 確率比例抽出 |
| 10億円以上 | 全 数 | 全 数 |

変更案

| 資 本 金 階 層 | 標 本 法 人 数 | |
|---------------|-----------|---------|
| | 年次別調査 | 四半期別調査 |
| 1千万円未満 | 約 4 千 社 | — |
| 1千万円以上 2千万円未満 | 約 4 千 社 | 約 4 千 社 |
| 2千万円以上 5千万円未満 | 約 4 千 社 | 約 4 千 社 |
| 5千万円以上 1億円未満 | 約 2 千 社 | 約 2 千 社 |
| 1億円以上 5億円未満 | 約 1 万 社 | 約 1 万 社 |
| 5億円以上 | 全 数 | 全 数 |

資本金1億円以上の階層は、年次別調査、四半期別調査で同じ法人を標本とする。

資本金1億円未満の各階層は等確率系統抽出とする。資本金1億円以上10億円未満の法人は資本金による確率比例抽出（資本金を順次集計し、合計額が一定の数に達したとき当該法人を抽出する。資本金が一定額以上の法人は全数抽出される。なお、一定額は当分の間6億円とする。）とする。資本金10億円以上の法人は全数抽出する。

資本金1億円以上の階層は、年次別調査、四半期別調査で同じ法人を標本とする。

資本金5億円未満の各階層は等確率系統抽出とする。
資本金5億円以上の法人は全数抽出する。

一般業種【資本金1千万円未満】19年度母集団数及び標本数

| | 資本金階層 | | | | 合計 1千万円未満 |
|----------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | ～2百万円 | 2百万円～3百万円 | 3百万円～5百万円 | 5百万円～1千万円 | |
| 全産業 母集団数 | 73,691 | 8,426 | 1,198,070 | 319,049 | 1,599,236 |
| 全産業 標本数 | 2,417 | 1,549 | 2,349 | 2,394 | 8,709 |
| 抽出率 | 3.3 | 18.4 | 0.2 | 0.8 | 0.5 |

一般業種【資本金1億円～10億円】19年度母集団数及び標本数

| | 資本金階層 | | | | | | | | | | | 小計 1億円以上 ～10億円未満 | (参考) 資本金10億円以上 |
|----------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|-------|-------|-------|-------|---------|---------------------|-------------------|
| | 小計 1億円以上 | | | | | 小計 5億円以上 | | | | | ～10億円未満 | | |
| | 1億円台 | 2億円台 | 3億円台 | 4億円台 | ～5億円未満 | 5億円台 | 6億円台 | 7億円台 | 8億円台 | 9億円台 | | | |
| 全産業 母集団数 | 14,998 | 5,228 | 3,727 | 3,820 | 27,773 | 754 | 410 | 360 | 356 | 279 | 2,159 | 29,932 | 5,882 |
| 全産業 標本数 | 3,364 | 1,811 | 1,821 | 2,506 | 9,502 | 543 | 410 | 360 | 356 | 279 | 1,948 | 11,450 | 5,882 |
| 抽出率 | 22.4 | 34.6 | 48.9 | 65.6 | 34.2 | 72.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 90.2 | 38.3 | 100.0 |

現行は全数調査

【参考】

◆会社法◆

(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)
最終改正年月日:平成一九年六月二七日法律第九九号

(定義) 第二章

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六 大会社 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。

イ 最終事業年度に係る貸借対照表(第四百二十九条前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定款修正報告書に報告された貸借対照表をい)、株式会社の成立後最初の定款修正報告書までの間において、第四百一十七条第一項の貸借対照表(以下「貸借対照表」といふ。)に資本金として計上された額が5億円以上であること。

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上された額の合計額が200億円以上であること。

業種分類表（新旧に属する区分が小分類以上に係る変更のみ）

..... 一部移行
 —— 統合、分割

(現行) 43業種52区分

| | | |
|----------------|---|---------------------------------|
| 全産業 | | |
| 製造業 | | |
| 食料品製造業 | 統合 | |
| 繊維工業 | | |
| 衣服・その他の繊維製品製造業 | | |
| 木材・木製品製造業 | | |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | | |
| 印刷・同関連業 | | |
| 化学工業 | | |
| 石油製品・石炭製品製造業 | | |
| 窯業・土石製品製造業 | | |
| 鉄鋼業 | | |
| 非鉄金属製造業 | | |
| 金属製品製造業 | | |
| 一般機械器具製造業 | 分割 | |
| 電気機械器具製造業 | | |
| 情報通信機械器具製造業 | 一部移行(細分類:ビデオ機器製造業 →小分類:映像・音響機械器具製造業) | |
| 輸送用機械器具製造業 | | |
| 自動車・同附属品製造業 | 分割 | |
| その他の輸送用機械器具製造業 | | |
| 精密機械器具製造業 | | |
| その他の製造業 | 一部移行(小分類:武器製造業→小分類:武器製造業) | |
| 非製造業 | | |
| 農林水産業 | | |
| 農業 | 統合 | |
| 林業 | | |
| 漁業 | | |
| 鉱業 | 改称(鉱業、採石業、砂利採取業) | |
| 建設業 | 一部移行(小分類:信書送達業→中分類:郵便業(信書便事業を含む)) | |
| 電気業 | | |
| ガス・熱供給・水道業 | | |
| 情報通信業 | | |
| 運輸業 | | |
| 陸運業 | | |
| 水運業 | | |
| その他の運輸業 | | |
| 卸売・小売業 | | 改称(飲食サービス業) |
| 卸売業 | | |
| 小売業 | | |
| 不動産業 | 改称(飲食サービス業) | |
| 飲食店 | | |
| 宿泊業 | 併ごと移行 | |
| サービス業 | | |
| 生活関連サービス業 | 併ごと移行 | |
| 娯楽業 | | |
| 物品賃貸業 | | |
| リース業 | 併ごと移行 | |
| その他の物品賃貸業 | | |
| 広告・その他の事業サービス | 分割 | |
| 医療、福祉 | | |
| 教育、学習支援業 | 一部移行(細分類:広告制作業→小分類:広告制作業) | |
| その他のサービス業 | | 一部移行(純粋持株会社→小分類:経営コンサル業、純粋持株会社) |

一部移行
 (中分類:専門サービス業→中分類:専門サービス業)
 (中分類:専門サービス業→中分類:技術サービス業)
 (中分類:学術・開発研究機関→中分類:学術・開発研究機関)

(改正案) 45業種58区分

| | | |
|---------------------|-----------------------------------|----|
| 全産業 | | |
| 製造業 | | |
| 食料品製造業 | 統合 | |
| 繊維工業 | | |
| 木材・木製品製造業 | | |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | | |
| 印刷・同関連業 | | |
| 化学工業 | | |
| 石油製品・石炭製品製造業 | | |
| 窯業・土石製品製造業 | | |
| 鉄鋼業 | | |
| 非鉄金属製造業 | | |
| 金属製品製造業 | | |
| はん用機械器具製造業 | 新設 | |
| 生産用機械器具製造業 | | |
| 業務用機械器具製造業 | 新設 | |
| 電気機械器具製造業 | | |
| 情報通信機械器具製造業 | 新設 | |
| 輸送用機械器具製造業 | | |
| 自動車・同附属品製造業 | | |
| その他の輸送用機械器具製造業 | 新設 | |
| その他の製造業 | | |
| 非製造業 | | |
| 農林水産業 | | |
| 農業、林業 | 新設 | |
| 漁業 | | |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | |
| 建設業 | 一部移行(小分類:信書送達業→中分類:郵便業(信書便事業を含む)) | |
| 電気業 | | |
| ガス・熱供給・水道業 | | |
| 情報通信業 | | |
| 運輸業、郵便業 | | |
| 陸運業 | | |
| 水運業 | | |
| その他の運輸業 | | |
| 卸売業、小売業 | | 新設 |
| 卸売業 | | |
| 小売業 | | |
| 不動産業、物品賃貸業 | 新設 | |
| 不動産業 | | |
| 物品賃貸業 | | |
| リース業 | 新設 | |
| その他の物品賃貸業 | | |
| サービス業 | | |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 新設 | |
| 宿泊業 | | |
| 飲食サービス業 | 新設 | |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | | |
| 生活関連サービス業 | 新設 | |
| 娯楽業 | | |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 新設 | |
| 広告業 | | |
| 純粋持株会社 | 新設 | |
| その他の学術研究、専門・技術サービス業 | | |
| 教育、学習支援業 | 新設 | |
| 医療・福祉業 | | |
| 職業紹介・労働者派遣業 | 新設 | |
| その他のサービス業 | | |

法人企業統計調査要綱

1 調査の目的

わが国における法人の企業活動の実態を明らかにし、あわせて法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備することを目的とする。

2 調査の種類と調査対象期間

法人企業統計調査は、年次別法人企業統計調査（以下「年次別調査」という。）及び四半期別法人企業統計調査（以下「四半期別調査」という。）とする。

(1) 年次別調査は、上期（4～9月）及び下期（10～3月）別に行うものとし、各期間中に決算期の到来した法人について、当該事業年度の決算計数を調査する。

(2) 四半期別調査は、4～6月、7～9月、10～12月及び1～3月の各四半期ごとに行うものとし、各四半期の仮決算計数を調査する。

3 調査の範囲及び対象法人

(1) 調査の範囲

本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社とする。

ただし、四半期別調査については、資本金、出資金又は基金（以下「資本金」という。）1千万円未満の法人を除く。

(2) 調査の対象法人

上記の調査範囲とされる法人のうち財務大臣が別に定める方法（資本金、業種区分による層別抽出法、別添1及び別添2）によつて選定した法人を調査の対象法人とする。

この調査対象法人を本統計調査実施上の申告義務者とする。

4 法人名簿

(1) 資本金1億円以上の全法人及び資本金1億円未満の調査対象法人について、毎年度当初次の事項を記載した法人名簿を作成する。

(イ) 法人の名称

(ロ) 本店及び主たる事務所の所在地

(ハ) 資本金の額

(ニ) 業種

(ホ) 決算期

(2) 法人名簿は、調査の結果記載事項に変更があつたときは逐次これを補正し、調査終了時まで保存する。

5 調査事項

(1) 年次別調査

(イ) 法人の名称及び法人に関する一般的事項

(ロ) 業種別売上高（銀行業、生命保険業及び損害保険業については経常収益、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、その他の金融商品取引業、商品先物取引業及びその他の保険業については業種別営業収益、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であつて有価証券関連業に限る）については営業収益とする。以下同じ。）

(ハ) 資産、負債及び純資産に関する事項

(ニ) 損益に関する事項

(ホ) 剰余金の配当に関する事項

(ヘ) 減価償却費に関する事項

(ト) 費用に関する事項

(フ) 役員、従業員に関する事項

(リ) 店舗数（銀行業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であつて有価証券関連業に限る）、その他の金融商品取引業、商品先物取引業、生命保険業、損害保険業及びその他の保険業（以下「金融業、保険業」という。）に限る。）

(2) 四半期別調査

(イ) 法人の名称及び法人に関する一般的事項

(ロ) 業種別売上高

(ハ) 資産、負債及び純資産に関する事項

(ニ) 固定資産の増減に関する事項

(ホ) 投資その他の資産の内訳に関する事項（銀行業、生命保険業及び損害保険業を

除く。)

(ハ) 最近決算期における減価償却費

(ト) 損益に関する事項

(フ) 人件費に関する事項

6 調査の方法

(1) 調査票の種類

(イ) 年次別調査

年次別調査票（別添3）

(ロ) 四半期別調査

四半期別調査票（別添4）

(2) 調査の方法

(イ) 財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長は、申告義務者に対し調査票を2部郵送する。

(ロ) 申告義務者は、調査票を自計のうえ次表に定める期限までにその1部を所轄の財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長に郵送する。

(ハ) 財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、小樽出張所長及び北見出張所長は、受理した調査票を審査のうえ次表に定める期限までに財務大臣に提出する。

(3) 電子情報処理組織による手続の特例

上記の調査の方法に代えて、法人企業統計調査は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して、行うことができる。

(イ) 電子情報処理組織を使用して調査事項の送信を行おうとする申告義務者は、財務省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、財務大臣よりあらかじめ通知された識別符号及び仮暗証符号並びに自ら定めた暗証符号を用いて、財務大臣に申請する。

(ロ) 財務大臣は、上記の申請を受理したときは、電子情報処理組織を使用して、申告義務者に本人確認符号を通知する。

(ハ) 申告義務者は、申請を取り下げるとき又は申請内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を電子情報処理組織を使用して届け出る。

(ニ) 本人確認符号の通知を受けた申告義務者は、調査事項並びに識別符号及び暗証符号並びに財務大臣から通知された本人確認符号を次表に定める期限までに入力し財務大臣に送信する。

(ホ) 調査事項の送信があった場合、当該送信を行った調査対象法人の本店の所在地を管轄する財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、小樽出張所長及び北見出張所長は、申告義務者が入力した調査事項を審査のうえ次表に定める期限までにその結果を入力し財務大臣に送信する。

| 区 分 | 申告義務者からの 提出期限 | 財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、小樽出張所長及び北見出張所長からの提出期限 |
|-----------|------------------|---|
| 年次別調査 | | |
| 上 期 調 査 | 毎年 1 月 1 0 日 | 毎年 1 月 末 日 |
| 下 期 調 査 | 毎年 7 月 1 0 日 | 毎年 7 月 末 日 |
| 四半期別調査 | | |
| 第 1 四半期調査 | 毎年 8 月 1 0 日 | 毎年 8 月 末 日 |
| 第 2 四半期調査 | 毎年 1 1 月 1 0 日 | 毎年 1 1 月 末 日 |
| 第 3 四半期調査 | 毎年 2 月 1 0 日 | 毎年 2 月 末 日 |
| 第 4 四半期調査 | 毎年 5 月 1 0 日 | 毎年 5 月 末 日 |

7 集計事項

(1) 財務大臣は受理した調査事項を審査し、次の事項について集計を行う（詳細は別紙に示すとおりである。）。

(イ) 年次別調査

- (a) 業種別、規模別法人数
- (b) 業種別、規模別資産・負債・純資産並びに役員・従業員数
- (c) 業種別、規模別損益・剰余金の配当・減価償却費及び付加価値
- (d) 業種別、規模別店舗数（金融業、保険業に限る。）
- (e) 業種別財務営業比率
- (f) 業種別、資産・負債及び純資産（期首）

(ロ) 四半期別調査

- (a) 業種別、規模別資産・負債・純資産及び損益
- (b) 業種別、規模別固定資産増減

(c) 業種別財務営業比率

(d) 当期調査結果による前期末の業種別、規模別資産・負債及び純資産

(2) 財務大臣は、データ入力を他の者に委託して行わせることができる。

財務大臣は、データ入力を他の者に委託して行わせるに際し、受託者に秘密保護を厳守させるため、次の措置をとるものとする。

契約書に秘密保護に関する規定を設けること。

受託者からの誓約書の徴求その他調査票の秘密の保護のため必要とみとめる措置をとること。

8 結果の公表方法及び期日

(1) 年次別調査

調査の結果は、当該調査対象とする下期の最終月の翌月から7カ月以内に法人企業統計年報として公表する。

(2) 四半期別調査

調査の結果は、当該調査対象とする四半期の最終月の翌月から3カ月以内に法人企業統計季報として公表する。

9 関係書類の保存期間及び保存責任者

関係書類は、財務大臣が次の期間保存する。

| | |
|---------------|--------------|
| 調査票 | 2年 |
| 結果原表 | 5年 |
| 法人名簿 | 当該年度の調査終了時まで |
| 調査票を収録した電磁媒体 | 5年 |
| 結果原表を収録した電磁媒体 | 5年 |

10 施行期日

年次別調査については、金融業、保険業以外の業種については平成19年度上期調査から、金融業、保険業の調査については平成20年度上期調査から実施する。

四半期別調査については、平成20年度第1四半期調査から実施する。

標 本 抽 出 方 法 (金融業、保険業以外の業種)

1 母集団の範囲

法人企業統計調査による法人名簿その他財務省の資料による全国の金融業、保険業を除く営利法人（合名会社、合資会社、合同会社、株式会社）とする。

ただし、四半期別調査については、資本金1千万円未満の法人を除く。

2 母集団の分類

1により把握した母集団を資本金階層別、業種別に層化する。

(1) 資本金階層別分類

母集団の法人を、資本金により次の階層に層化する。

- (イ) 2百万円未満
- (ロ) 2百万円以上3百万円未満
- (ハ) 3百万円以上5百万円未満
- (ニ) 5百万円以上1千万円未満
- (ホ) 1千万円以上2千万円未満
- (ヘ) 2千万円以上5千万円未満
- (ト) 5千万円以上1億円未満
- (フ) 1億円以上10億円未満
- (リ) 10億円以上

(2) 業種別分類

資本金により層化した法人を、次表に定める業種別に分類する。

| 業 種 名 | 業 種 名 |
|----------------|----------------|
| 農業 | 精密機械器具製造業 |
| 林業 | その他の製造業 |
| 漁業 | 電気業 |
| 鉱業 | ガス・熱供給・水道業 |
| 建設業 | 情報通信業 |
| 食料品製造業 | 陸運業 |
| 繊維工業 | 水運業 |
| 衣服・その他の繊維製品製造業 | その他の運輸業 |
| 木材・木製品製造業 | 卸売業 |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | 小売業 |
| 印刷・同関連業 | 不動産業 |
| 化学工業 | 飲食店 |
| 石油製品・石炭製品製造業 | 宿泊業 |
| 窯業・土石製品製造業 | 生活関連サービス業 |
| 鉄鋼業 | 娯楽業 |
| 非鉄金属製造業 | リース業 |
| 金属製品製造業 | その他の物品賃貸業 |
| 一般機械器具製造業 | 広告・その他の事業サービス業 |
| 電気機械器具製造業 | 医療、福祉 |
| 情報通信機械器具製造業 | 教育、学習支援業 |
| 自動車・同附属品製造業 | その他のサービス業 |
| その他の輸送用機械器具製造業 | |

(注) この分類は、日本標準産業分類に基づく大分類を原則とし、一部の業種については中分類又は集約増設した中分類による。

3 標本の抽出

業種別、資本金階層別に層化した母集団法人から、次に示す方法により標本法人を抽出し、これを調査対象法人とする。

(1) 標本法人数の資本金階層別の内訳はほぼ次のとおりである。

| 資 本 金 階 層 | 標 本 法 人 数 | |
|--------------|-----------|---------|
| | 年次別調査 | 四半期別調査 |
| 2百万円未満 | 約 2 千 社 | — |
| 2百万円以上3百万円未満 | 約 1 千 社 | — |
| 3百万円以上5百万円未満 | 約 2 千 社 | — |
| 5百万円以上1千万円未満 | 約 2 千 社 | — |
| 1千万円以上2千万円未満 | 約 4 千 社 | 約 4 千 社 |
| 2千万円以上5千万円未満 | 約 4 千 社 | 約 4 千 社 |
| 5千万円以上1億円未満 | 約 2 千 社 | 約 2 千 社 |
| 1億円以上10億円未満 | 確率比例抽出 | 確率比例抽出 |
| 10億円以上 | 全 数 | 全 数 |

資本金1億円以上の階層は、年次別調査、四半期別調査で同じ法人を標本とする。

(2) 資本金1億円未満の各階層は等確率系統抽出とする。資本金1億円以上10億円未満の法人は資本金による確率比例抽出（資本金を順次集計し、合計額が一定の数に達したとき当該法人を抽出する。資本金が一定額以上の法人は全数抽出される。なお、一定額は当分の間6億円とする。）とする。資本金10億円以上の法人は全数抽出する。

ただし、各階層内の標本数は一定数以上の標本を確保することとする。

4 標本の抽出時期と使用期間

標本の抽出は毎年度当初に行い、標本法人は当該年度中1年間の調査対象法人とする。

標 本 抽 出 方 法 (金融業、保険業)

1 母集団の範囲

法人企業統計調査による法人名簿その他財務省の資料による全国の金融業、保険業を営む法人（合名会社、合資会社、合同会社、株式会社、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社）とする。

ただし、四半期別調査については、資本金 1 千万円未満の法人を除く。

2 母集団の分類

1 により把握した母集団を資本金階層別、業種別に層化する。

(1) 資本金階層別分類

母集団の法人を、資本金により次の階層に層化する。

- (イ) 1 千万円未満
- (ロ) 1 千万円以上 1 億円未満
- (ハ) 1 億円以上 1 0 億円未満
- (ニ) 1 0 億円以上

(2) 業種別分類

資本金により層化した法人を、次表に定める業種別に分類する。

| 業 種 名 |
|-----------------------------------|
| 銀行業 |
| 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 |
| 質屋 |
| 消費者向け貸金業 |
| 事業者向け貸金業 |
| クレジットカード業、割賦金融業 |
| その他の貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 |
| 金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る） |
| その他の金融商品取引業、商品先物取引業 |
| 生命保険業 |
| 損害保険業 |
| その他の保険業 |

(注) この分類は、日本標準産業分類に基づく中分類を原則とし、一部の業種については集約増設した中分類による。

3 標本の抽出

業種別、資本金階層別に層化した母集団法人から、次に示す方法により標本法人を抽出し、これを調査対象法人とする。

(1) 標本法人数の資本金階層別の内訳はほぼ次のとおりである。

| 資 本 金 階 層 | 標 本 法 人 数 | |
|----------------|-----------|---------|
| | 年次別調査 | 四半期別調査 |
| 1 千万円未満 | 約 3 千 社 | — |
| 1 千万円以上 1 億円未満 | 約 4 千 社 | 約 4 千 社 |
| 1 億円以上10億円未満 | 全 数 | 全 数 |
| 10億円以上 | 全 数 | 全 数 |

年次別調査と四半期別調査で、同じ法人を標本とする。

(2) 資本金 1 億円未満の各階層は等確率系統抽出とする。資本金 1 億円以上の法人は全数抽出とする。

ただし、各階層内の標本数は一定数以上の標本を確保することとする。

4 標本の抽出時期と使用期間

標本の抽出は毎年度当初に行い、標本法人は当該年度中 2 年間の調査対象法人とする。

法人企業統計調査集計事項一覧

I. 『年次別調査』集計事項一覧

- (1) 業種別、規模別法人数
- (2) 業種別、規模別資産・負債・純資産並びに役員・従業員数
- (3) 業種別、規模別損益・剰余金の配当・減価償却費及び付加価値
- (4) 業種別、規模別店舗数（金融業、保険業に限る。）
- (5) 業種別財務営業比率
- (6) 業種別、資産・負債及び純資産（期首）

注1. 業種別（金融業、保険業以外の業種：43業種52区分、金融業、保険業：7業種10区分）

注2. 規模別（金融業、保険業以外の業種：10区分、金融業、保険業：5区分）

注3. 資産・負債及び純資産項目

注4. 損益及び剰余金の配当項目

注5. 付加価値項目

注6. 財務営業比率

II. 『四半期別調査』集計事項一覧

- (1) 業種別、規模別資産・負債・純資産及び損益
- (2) 業種別、規模別固定資産増減
- (3) 業種別財務営業比率
- (4) 当期調査結果による前期末の業種別、規模別資産・負債及び純資産

注1. 業種別（金融業、保険業以外の業種：43業種52区分、金融業、保険業：7業種10区分）

注2. 規模別（金融業、保険業以外の業種：6区分、金融業、保険業：4区分）

注3. 資産・負債・純資産及び損益項目

注4. 固定資産増減の固定資産項目

注5. 財務営業比率

年次別調査

(注1) 業種別

1. 金融業、保険業以外の業種

全産業、製造業、非製造業、農林水産業、農業、林業、漁業、鉱業、建設業、食料品製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、その他の製造業、電気業、ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、陸運業、水運業、その他の運輸業、卸売・小売業、卸売業、小売業、不動産業、飲食店、宿泊業、サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、物品賃貸業、リース業、その他の物品賃貸業、広告・その他の事業サービス業、医療、福祉、教育、学習支援業、その他のサービス業

2. 金融業、保険業

金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、銀行業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であつて有価証券関連業に限る）、その他の金融商品取引業、商品先物取引業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業、その他の保険業

(注2) 規模別

1. 金融業、保険業以外の業種

200万円未満、200万円以上300万円未満、300万円以上500万円未満、500万円以上1000万円未満、1000万円以上2000万円未満、2000万円以上5000万円未満、5000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上、合計

2. 金融業、保険業

1000万円未満、1000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上、合計

(注3) 資産・負債及び純資産項目

1. 金融業、保険業以外の業種

流動資産（現金・預金、受取手形、売掛金、有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、棚卸資産（製品又は商品、仕掛品、原材料・貯蔵品）、その他）、固定資産（有

形固定資産（土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産）、無形固定資産（ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア）、投資その他の資産（投資有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、その他）、繰延資産、資産合計、負債、流動負債（支払手形、買掛金、短期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、固定負債（社債、長期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、特別法上の準備金、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金（資本準備金、その他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金、その他利益剰余金（積立金、繰越利益剰余金））、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計、受取手形割引残高、関係会社売掛金、関係会社買掛金

2. 金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業

有形固定資産（土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産）、無形固定資産（ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア）、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金（資本準備金、その他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金、その他利益剰余金（積立金、繰越利益剰余金））、自己株式）、その他、新株予約権

3. 銀行業

現金預け金等、コールローン、買現先勘定等、特定取引資産・商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸出金、外国為替、その他資産、有形固定資産（土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産）、無形固定資産（ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア）、繰延税金資産、支払承諾見返、貸倒引当金、資産合計、負債、預金等、コールマネー、売現先勘定等、特定取引負債、借入金、外国為替、社債、信託勘定借、その他負債、引当金、特別法上の準備金、繰延税金負債、支払承諾、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金（資本準備金、その他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金、その他利益剰余金（積立金、繰越利益剰余金））、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計

4. 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関

流動資産（現金・預金、営業貸付金、割賦売掛金、支払承諾見返・信用保証割賦売掛金、有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、製品又は商品、その他）、固定資産（有形固定資産（土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産）、無形固定資産（ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア）、投資その他の資産（投資有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、その他））、繰延資産、繰延税金資産、貸倒引当金、資産合計、負債、流動負債（支払承諾・信用保証買掛金、短期借入金（金融機関借入金、

その他の借入金)、引当金、その他)、固定負債(社債、長期借入金(金融機関借入金、その他の借入金)、引当金、その他)、特別法上の準備金、繰延税金負債、純資産(株主資本(資本金、資本剰余金(資本準備金、その他資本剰余金)、利益剰余金(利益準備金、その他利益剰余金(積立金、繰越利益剰余金))、自己株式)、その他、新株予約権)、負債及び純資産合計

5. 金融商品取引業(第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る)

流動資産(現金・預金、預託金、トレーディング商品、約定見返勘定、信用取引資産、有価証券担保貸付金、立替金、短期差入保証金、短期貸付金、その他流動資産)、固定資産(有形固定資産(土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産)、無形固定資産(ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア)、投資その他の資産(投資有価証券(株式、公社債、その他の有価証券)、その他))、繰延資産、繰延税金資産、貸倒引当金、資産合計、負債、流動負債(トレーディング商品、約定見返勘定、信用取引負債、有価証券担保借入金、預り金、受入保証金、短期借入金、引当金、その他流動負債)、固定負債(社債、長期借入金、引当金、その他固定負債)、特別法上の準備金、繰延税金負債、純資産(株主資本(資本金、資本剰余金(資本準備金、その他資本剰余金)、利益剰余金(利益準備金、その他利益剰余金(積立金、繰越利益剰余金))、自己株式)、その他、新株予約権)、負債及び純資産合計

6. 保険業(その他の保険業を除く)、生命保険業、損害保険業

現金及び預貯金、コールローン、買現先勘定等、特定取引資産・商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、有形固定資産(土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産)、無形固定資産(ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア)、その他資産、繰延税金資産、支払承諾見返、貸倒引当金、資産合計、負債、保険契約準備金、社債、その他負債、引当金、特別法上の準備金、繰延税金負債、支払承諾、純資産(株主資本(資本金・基金、資本剰余金(資本準備金、再評価積立金、その他資本剰余金)、利益剰余金(利益準備金・損失てん補準備金、その他利益剰余金(積立金、繰越利益剰余金))、自己株式)、その他、新株予約権)、負債及び純資産合計

7. その他の金融商品取引業、商品先物取引業、その他の保険業

流動資産(現金・預金、受取手形、未収金、有価証券(株式、公社債、その他の有価証券)、棚卸資産(製品又は商品、その他)、短期貸付金、その他)、固定資産(有形固定資産(土地、建設仮勘定、その他の有形固定資産)、無形固定資産(ソフトウェアを除く無形固定資産、ソフトウェア)、投資その他の資産(投資有価証券(株式、公社

債、その他の有価証券）、その他）、繰延資産、繰延税金資産、貸倒引当金、資産合計、負債、流動負債（支払手形、未払金、短期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、固定負債（社債、長期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、特別法上の準備金、繰延税金負債、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金（資本準備金、その他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金、その他利益剰余金（積立金、繰越利益剰余金））、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計

（注4）損益及び剰余金の配当項目

1. 金融業、保険業以外の業種

売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期純利益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、当期純利益、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

2. 金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業

経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期純利益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、当期純利益、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

3. 銀行業

経常収益（資金運用収益、信託報酬、役務取引等収益、特定取引収益、その他業務収益、その他経常収益）、経常費用（資金調達費用、役務取引等費用、特定取引費用、その他業務費用、営業経費、その他経常費用）、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期純利益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、当期純利益、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

4. 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関

営業収益、営業費用（金融費用、その他の営業費用）、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期純利益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、当期純利益、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

5. 金融商品取引業（第一種金融商品取引業であつて有価証券関連業に限る）

営業収益、金融費用、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期純利益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、当期純利益、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

6. 保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業

経常収益（保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益）、経常費用（保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用）、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期純利益・剰余、法人税、住民税、法人税等調整額、当期純利益・剰余、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

7. その他の金融商品取引業、商品先物取引業、その他の保険業

営業収益、営業費用、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、特別利益、特別損失、税引前当期純利益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、当期純利益、中間配当額、配当金、減価償却費、特別減価償却費

（注5）付加価値項目

1. 金融業、保険業以外の業種

付加価値額（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費、支払利息等、動産・不動産賃借料、租税公課、営業純益）

2. 金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、銀行業

役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費、動産・不動産賃借料、租税公課

3. 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であつて有価証券関連業に限る）、その他の金融商品取引業、商品先物取引業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業、その他の保険業

役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費、支払利息等、動産・不動産賃借料、租税公課

（注6）財務営業比率

1. 金融業、保険業以外の業種

当座比率、流動比率、固定比率、自己資本比率、総資本営業利益率、総資本経常利益率、自己資本経常利益率、売上高営業利益率、売上高経常利益率、総資本回転率、有形固定資産回転率、棚卸資産回転期間、売掛金回転期間、買掛金回転期間、信用供与率、手元流動性、借入金利子率、減価償却率、配当率、配当性向、内部留保率、付加価値率、従業員一人当たり付加価値額、労働装備率、設備投資効率

2. 金融業、保険業

流動比率（金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、銀行業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業を除く）、固定比率（金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、銀行業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業を除く）、自己資本比率、総資本経常利益率、自己資本経常利益率、減価償却率、配当率（金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業を除く）、配当性向（金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業を除く）、内部留保率（金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業を除く）、労働装備率

四半期別調査

（注1）業種別

1. 金融業、保険業以外の業種

全産業、製造業、非製造業、農林水産業、農業、林業、漁業、鉱業、建設業、食料品製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、その他の製造業、電気業、ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、陸運業、水運業、その他の運輸業、卸売・小売業、卸売業、小売業、不動産業、飲食店、宿泊業、サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、物品賃貸業、リース業、その他の物品賃貸業、広告・その他の事業サービス業、医療、福祉、教育、学習支援業、その他のサービス業

2. 金融業、保険業

金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、銀行業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）、その他の金融商品取引業、商品先物取引業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業、その他の保険業

(注2) 規模別

1. 金融業、保険業以外の業種

1000万円以上2000万円未満、2000万円以上5000万円未満、5000万円以上1億円未満、
1億円以上10億円未満、10億円以上、合計

2. 金融業、保険業

1000万円以上1億円未満、1億円以上10億円未満、10億円以上、合計

(注3) 資産・負債・純資産及び損益項目

1. 金融業、保険業以外の業種

流動資産（現金・預金、受取手形・売掛金、有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、棚卸資産（製品又は商品、仕掛品、原材料・貯蔵品）、その他）、固定資産、繰延資産、資産合計、負債、流動負債（支払手形・買掛金、短期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、固定負債（社債、長期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、特別法上の準備金、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計、受取手形割引残高、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益、受取利息等、その他の営業外収益、支払利息等、その他の営業外費用、経常利益、人件費（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費）、人員（役員数、従業員数）

2. 金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業

固定資産、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）、その他、新株予約権）、経常利益、人件費（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費）、人員（役員数、従業員数）

3. 銀行業

現金預け金等、コールローン、買現先勘定等、特定取引資産・商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸出金、外国為替、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産、支払承諾見返、貸倒引当金、資産合計、負債、預金等、コールマネー、売現先勘定等、特定取引負債、借入金、外国為替、社債、信託勘定借、その他負債、引当金、特別法上の準備金、繰延税金負債、支払承諾、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計、経常収益（資金運用収益、信託報酬、役務取引等収益、特定取引収益、その他業務収益、その他経常収益）、経常費用（資金調達費用、役務取引等費用、特定取引費用、その他業務費用、

営業経費、その他経常費用)、経常利益、人件費(役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費)、人員(役員数、従業員数)

4. 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関

流動資産(現金・預金、営業貸付金、割賦売掛金、支払承諾見返・信用保証割賦売掛金、有価証券(株式、公社債、その他の有価証券)、製品又は商品等、その他)、固定資産、繰延資産、繰延税金資産、貸倒引当金、資産合計、負債、流動負債(支払承諾・信用保証買掛金、短期借入金(金融機関借入金、その他の借入金)、引当金、その他)、固定負債(社債、長期借入金(金融機関借入金、その他の借入金)、引当金、その他)、特別法上の準備金、繰延税金負債、純資産(株主資本(資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式)、その他、新株予約権)、負債及び純資産合計、営業収益、営業費用(支払利息等、その他の金融費用、金融費用計、その他の営業費用)、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、人件費(役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費)、人員(役員数、従業員数)

5. 金融商品取引業(第一種金融商品取引業であつて有価証券関連業に限る)

現金・預金、預託金、トレーディング商品、約定見返勘定、信用取引資産、有価証券担保貸付金、立替金、短期差入保証金、短期貸付金、その他流動資産、固定資産、繰延資産、繰延税金資産、貸倒引当金、資産合計、負債、トレーディング商品、約定見返勘定、信用取引負債、有価証券担保借入金、預り金、受入保証金、短期借入金、流動負債引当金、その他流動負債、社債、長期借入金、固定負債引当金、その他固定負債、特別法上の準備金、繰延税金負債、純資産(株主資本(資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式)、その他、新株予約権)、負債及び純資産合計、営業収益、金融費用、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、人件費(役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費)、人員(役員数、従業員数)

6. 保険業(その他の保険業を除く)、生命保険業、損害保険業

現金及び預貯金、コールローン、買現先勘定等、特定取引資産・商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、有形固定資産、無形固定資産、その他資産、繰延税金資産、支払承諾見返、貸倒引当金、資産合計、負債、保険契約準備金、社債、その他負債、引当金、特別法上の準備金、繰延税金負債、支払承諾、純資産(株主資本(資本金・基金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式)、その他、新株予約権)、負債及び純資産合計、経常収益(保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益)、経常費用(保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用)、経常利益、人件

費（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費）、人員（役員数、従業員数）

7. その他の金融商品取引業、商品先物取引業、その他の保険業

流動資産（現金・預金、受取手形・未収金、有価証券（株式、公社債、その他の有価証券）、棚卸資産（製品又は商品、その他）、短期貸付金、その他）、固定資産、繰延資産、繰延税金資産、貸倒引当金、資産合計、負債、流動負債（支払手形・未払金、短期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、固定負債（社債、長期借入金（金融機関借入金、その他の借入金）、引当金、その他）、特別法上の準備金、繰延税金負債、純資産（株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式）、その他、新株予約権）、負債及び純資産合計、受取手形割引残高、営業収益、営業費用、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外収益、営業外費用（支払利息等、その他の営業外費用）、経常利益、人件費（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費）、人員（役員数、従業員数）

(注4) 固定資産増減の固定資産項目

土地、その他の有形固定資産、建設仮勘定、無形固定資産、投資その他の資産（株式、公社債、その他の有価証券、投資不動産、長期貸付金、その他の投資）

ただし、銀行業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業は投資その他の資産を除く。

(注5) 財務営業比率

1. 金融業、保険業以外の業種

売上高営業利益率、売上高原価率、人件費比率、借入金利子率、総資本営業利益率、総資本回転率（回）、棚卸資産回転率（回）、自己資本比率、流動比率、手元流動性、売掛金回転期間（月）、買掛金回転期間（月）

2. 金融業、保険業

総資本経常利益率、自己資本比率、流動比率（金融業、保険業を含む全産業、金融業、保険業、銀行業、保険業（その他の保険業を除く）、生命保険業、損害保険業を除く）